

公印省略

3福選委第10号
3福ス協第1-27号
令和3年4月9日

各競技団体の長 殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長
公益財団法人福岡県スポーツ協会理事長

新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について（依頼）

平素より、本県スポーツの推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件については、各競技団体において参加者が安心してスポーツに取り組むことのできる環境を整備するため、万全の感染防止対策に努めていただいていることと存じます。

しかしながら、本県でも新型コロナウイルス新規感染者数が増加傾向にあり、第4波が懸念される中、県内競技団体での強化事業において、新型コロナウイルス感染が疑われる事案が発生しております。

つきましては、各競技団体において各種強化事業を実施される際には、別添写しの通り、令和3年3月22日2福選委第131号・2福ス協第1-519号で依頼しておりました留意事項等を参考にするとともに、これまで取り組んでいただいている基本的対策を確認するなど、再度、感染防止対策の徹底に努めさせていただきますようお願いします。

【問い合わせ先】
福岡県選手強化推進実行委員会事務局
(福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課内)
TEL (092) 643-3924
公益財団法人福岡県スポーツ協会
TEL (092) 629-3535



公印省略

2 福選委第131号
2 福ス協第1-519号
令和3年3月22日

各競技団体の長 殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長
公益財団法人福岡県スポーツ協会理事長

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（依頼）

平素より、本県スポーツの推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。
さて、標記の件について、別添資料のとおり、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から方針が示されたことから、大会開催や選手強化事業等の実施に際し、これまで取り組んでいただいている基本的な感染対策に加え、下記の点に御留意いただき、参加者が安心してスポーツに取り組むことのできる環境整備に努めていただきますようお願いします。

記

- 1 大会等の開催について
 - スポーツイベントの開催可否については慎重に検討することとし、開催する場合は、中央競技団体等が示す感染拡大予防ガイドラインを確認するとともに、イベント開催に係る入場制限等（※1）やスポーツ施設の利用基準を遵守すること。
- 2 選手強化事業について
 - 県境をまたぐ移動や宿泊を伴う事業は、感染防止対策や当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断すること。
- 3 その他
 - 中央競技団体等が示す感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、中央競技団体等と連携し、常に最新の情報を入手できる体制を構築すること。

※1 別添資料「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」

- 2 県民及び事業者に対する要請
(5) 催物（イベント等）の開催制限の要請（P.5参照）

【問い合わせ先】

福岡県選手強化推進実行委員会事務局
(福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課内)
TEL (092) 643-3924
公益財団法人福岡県スポーツ協会
TEL (092) 629-3535

令和3年3月19日

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

1 現在の感染状況

本県が緊急事態宣言の対象区域から2月28日をもって解除されて3週間近くが経過しました。この間、県民及び事業者の皆様には、宣言期間中に引き続き、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの厳しい措置に対し御理解と御協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

新規陽性者数は、3月に入り、宣言期間中と比べて大きく減少していますが、このところ下げ止まりが見られています。この要因として、高齢者施設や医療機関におけるクラスターが相次ぎ、これに伴う陽性者が全陽性者数の約4割を占めていることが大きいと考えられます。

一方、1月13日に緊急事態宣言の対象区域となって以降、飲食店でのクラスターは発生しておらず、また、現時点の新規陽性者数を地域別に見た場合、宣言期間中と比べ、最大の繁華街を抱える福岡市での発生が大きく減り、飲食店の営業時間短縮を一部緩和した3月以降も、その水準が続いていることから、飲食店に起因する陽性者は少なくなっていることが推測されます。

次に、病床使用率は、宣言解除時点の約37%から一時は25%台にまで改善したものの、最近は30%前後に留まっており、前回の対策本部会議で示したシミュレーションに比べると高めに推移しています。この要因も、3月以降、高齢者施設や医療機関でのクラスターが相次ぎ、新規陽性者に占める高齢者の割合がこれまでの平均の2倍以上となる約55%に達し、入院の必要な方が増えたことにあると分析しています。この影響を除くと、宣言解除以降、大幅に改善しています。

また、重症病床使用率は、宣言解除以降で最も低い10.8%となっています。このことから、医療機関への負荷が大きい状況にはないと考えています。

以上の感染状況や医療提供体制を踏まえ、専門家に伺ったところ、現在の状況を改善する上で、高齢者施設における感染防止対策を徹底することが重

要であり、感染の再拡大(リバウンド)の兆候が明らかとなつた場合には速やかに必要な対策を検討することを前提として、飲食店に対する営業時間の短縮などの要請を解除しても構わないのではないかとの意見をいただきました。また、市町村も同様の意見であり、国とも協議を行つた結果、現在、県民の皆様にお願いしている不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間の短縮などの要請については、3月21日(日)をもって解除します。

県では、要請の解除後も、感染が再拡大しないよう、特に次の取組みに力を入れてまいります。

まず、高齢者施設におけるクラスターの発生を防止するため、施設職員を対象としたPCR検査事業を引き続き実施し、職員の受検を促していくほか、通所介護事業所等も含め、感染防止対策の徹底を改めて呼び掛けてまいります。

また、次の感染拡大に備え、国の基本的対処方針や関係通知に基づき、医療関係者や市町村の皆様と協議を重ねながら、現在の病床確保計画を見直し、病床の追加確保など医療提供体制の維持・強化を図ってまいります。

新型コロナの発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染拡大防止につながるワクチン接種については、医療従事者等への接種を進め、住民接種を行う市町村に対する支援等、円滑な実施に努めてまいります。

県民及び事業者の皆様には、再度、外出の自粛や営業時間の短縮といった厳しい対応をお願いすることにならないよう、社会全体でリバウンド防止を図つていくため、3月22日(月)以降、次のとおり御協力をお願いします。

2 県民及び事業者に対する要請

(1) 県民への要請

- ① 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。
- ② 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底され、混雑していないお店を選ぶこと。
- ③ 外出や移動にあたっては、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ④ 施設や店舗を利用する場合は、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持つて行動すること。
- ⑤ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実施すること。

※ 別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(2) 飲食店への要請

- ① 少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ② 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

※ 別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(3) 事業者への要請等

① 高齢者施設等におけるクラスターの発生が入院者数増加の最も大きな要因となっているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- ・県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※ 県では、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象とした無料のPCR検査事業を昨年12月から実施中。

- ・管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申し出しそうな環境づくりに努めること。
- ・職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ・通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ・施設で陽性者が出了場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ・陽性者が出了場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

② 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進すること。

③ 職場においては、感染防止のための取組み*を行い、「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- ・授業・学校行事・部活動等における感染防止策について、児童・生徒・学生等への徹底を要請する。

(5) 催物(イベント等)の開催制限の要請【令和3年4月11日まで】

(特措法第24条第9項)

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
 - ・ 5,000人又は収容定員の50%以内(上限10,000人)のいずれか大きい方。(収容定員の50%を超える場合は別紙1を参照。)
- ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等
 - ・ 収容定員の50%以内(上限10,000人)
 - ・ ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名まで)内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。
- ③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人ととの間隔(1m)を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。
- ④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCOA)について、周知すること。

※ 別紙1及び別紙2に留意すること。

(6) 県主催イベントの対応について

上記(5)と同様の取り扱いとする。

※ 対応状況は、県のホームページに隨時掲載する。

(7) 季節の行事に伴う感染対策について

- ・ 県民の皆様においては、(1)①及び③が満たされないおそれがあるため、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見に伴う宴会は控えること。
- ・ 公園等の管理者においては、花見に伴う宴会を控えていただくよう、住民への周知や看板の設置、放送等による呼びかけ等の対策を実施すること。

緊急事態宣言解除後の地域における リバウンド防止策についての提言

令和3年2月25日（木）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方

別紙1

【本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場（飲み会）を想定して作成されたものである。】

換気が良く、座席間の距離も十分で、
適切な大きさのアクリル板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方

別紙2

外出はすいた時間と場所を選んで。

特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。

花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

別紙3

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

別紙二

①イベント開催時の必要な感染防止策

1) 微底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	スノボ完封時着用の 一旦	スノボ用ヘルメットを着用する。スノボ用ヘルメットは、スノボ用ヘルメット専用のものと、自転車用ヘルメットを着用する。スノボ用ヘルメット専用のものは、スノボ用ヘルメット専用のヘルメットである。自転車用ヘルメットを着用する場合は、自転車用ヘルメット専用のヘルメットである。
②	失言多出巻徐々に止 の極限	失言多出巻徐々に止の極限は、失言多出巻徐々に止の極限である。失言多出巻徐々に止の極限は、失言多出巻徐々に止の極限である。
③	(2) 基本的な感染防止等	(2) 基本的な感染防止等
④	手洗い	手洗い
⑤	消毒	消毒
⑥	換気	換気
⑦	マスクの回数	マスクの回数
⑧	身体的距離的確保	身体的距離的確保

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

卷之三

有能な医者、薬剤師、看護婦等の専門家が、被験者に接する機会を多く持つ。したがって、被験者の精神的・身体的状態を正確に評価するためには、専門家による評定が最も適切である。しかし、専門家は、被験者の状況を評定する場合、必ずしも被験者本人の意見を考慮する。したがって、専門家による評定結果は、必ずしも被験者の意見を反映する。したがって、専門家による評定結果は、必ずしも被験者の意見を反映する。

卷之三

(3) オペジト開催の其運の前提

（人數上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を
底辺として、開催場所について適切に判断すること。

※上記のうち、原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。
（人數上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例

大声での歓声・声援等が想定されるもの例

音楽	
ソング	ソング
音楽合奏	音楽合奏
現地音楽	現地音楽
演劇等	演劇等
音楽	
ソング	ソング
音楽合奏	音楽合奏
現地音楽	現地音楽
スポーツイベント	スポーツイベント
音楽	
ソング	ソング
音楽合奏	音楽合奏
現地音楽	現地音楽
舞踊	舞踊
伝統芸能	伝統芸能
芸能・演芸	芸能・演芸
公演・式典	公演・式典
各種講演会	各種講演会
展示会	展示会

(注) 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については、『大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの』として取り扱う。